

原 告 想田和弘ほか1名
被 告 国

求 釈 明 申 立 書

平成30年11月7日

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

被告指定代理人

志水崇通



木幡祐記



吉野秀保



遠藤啓佑



倉重龍輔



梶谷健二郎



古屋友一



中西泰介



陶山敦司



岡田康裕



被告は、本書面において、原告らに対し、釈明を求める。

第1 釈明を求める事項

原告らの婚姻が我が国（日本国内）において有効であるとした場合に、被告（国）に対してそのことの公証を求めることができる法的根拠を明らかにされたい。

第2 釈明を求める理由

1 本件の請求の趣旨第1項は、もともと「(原告らが) 婚姻関係にあることを確認する」（訴状第1の1・1ページ）というものであり、訴状記載の請求の原因も、かかる請求の趣旨第1項に対応する請求の原因としての記載がされていたものである。

しかしながら、原告らは、かかる請求の趣旨第1項について、平成30年6月20日付け訴状訂正申立書において、「原告らが互いに相手方と婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあることを確認する」というものに変更したところではあるが、かかる新たな請求の趣旨第1項に対応する請求の原因是、同申立書においても、何ら記載されていない。

この新たな請求については、公証を受けることができるという内容のものであり、公証という給付を請求することができることの確認を求めるものであるといえるから、実質的には給付請求と同視し得るものであるといえる。

本来、原告らは、前記平成30年6月20日付け訴状訂正申立書を提出する時点において、かかる新たな請求の趣旨第1項の内容を構成する公証請求権の具体的権利性に関する主張を追加し、これを請求の原因として記載しなければならなかつたはずである。しかしながら、原告らは、何ら追加的な主張をしていない。

なお、訴状第2の5(2)ウ(9ページ)に、国家賠償請求を基礎づける主張

として、「婚姻関係を公証する方法・定めを戸籍法に設けていないから、その立法不作為は、憲法24条に違反する」旨の記載はあるが、これについてみても、何ら公証請求権の具体的権利性の存在を基礎づける内容が記載されていない。

2 今般、被告において、被告準備書面(1)を提出し、次回、原告らにおいて、これに対して反論することになると思料されるところ、現状のままでは争点が明らかにならず、不要に訴訟手続が長期化するおそれがあることから、争点の整理や審理の促進の観点をも踏まえ、前記第1記載の釈明を求める次第である。

以上